

特定建設作業実施届出書

年 月 日

西 脇 市 長 様

届出者 住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

印

騒音規制法第14条第1項（第2項）
特定建設作業を実施するので、振動規制法第14条第1項（第2項）の規定により次の
環境の保全と創造に関する条例第59条第1項（第2項）
とお届け出ます。

建設工事の名称				
建設作業の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類	別紙2のとおり			
特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様	別紙1のとおり			
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
特定建設作業の開始及び終了の時刻 <時刻・作業日・実働時間>	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
騒音（振動）の防止の方法	別紙1のとおり			
発注者の氏名又は名称及び住所、並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、その氏名又は名称及び住所、法人にあっては、その代表者の氏名	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、その現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			

【添付書類】別紙1、別紙2

工事工程表（特定建設作業実施期間を明示したもの）、工事現場の位置図
重機等の仕様を示すカタログ等（掘削機については定格出力、低騒音型等が確認できるもの）

※来庁者の印鑑（認印でも可）を持参してください。

別紙 1

■騒音（振動）の発生機械の種類及び騒音（振動）防止方法

機 械 の 種 類	形 式	公称能力	数

騒音又は振動の防止方法

※建築物等解体・改修工事について

1. アスベストの有無 (無 ・ 非飛散性アスベスト有 ・ 飛散性アスベスト有)
2. 解体建築物の延床面積 () m²

■該当する特定建設作業の種類

		特定建設作業の種類 (該当する作業の欄に○印をつける)		備考
騒音に係る作業	騒音規制法	①	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	※くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く ※もんけん、圧入式くい打くい抜機を除く
		②	びょう打機を使用する作業	
		③	さく岩機を使用する作業	※油圧ブレーカー、手持式ブレーカー等
		④	空気圧縮機を使用する作業	※さく岩機の動力として使用するものを除く
		⑤	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	
		⑥	バックホウを使用する作業	※定格出力80kw以上のもの（80kw未満、低騒音型は県条例⑥に該当）
		⑦	トラクターショベルを使用する作業	※定格出力70kw以上のもの（70kw未満、低騒音型は県条例⑥に該当）
		⑧	ブルドーザーを使用する作業	※定格出力40kw以上のもの（40kw未満、低騒音型は県条例⑥に該当）
	県条例	①	くい打機又はくい抜機を使用する作業	※くい打機をアースオーガーと併用する作業 ※もんけん、圧入式くい打機及び圧入式くい抜機を除く
		⑥	掘削機を使用する作業	※騒音規制法⑥⑦⑧に該当しないバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー等の掘削機
		⑦	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物解体作業、又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業	
振動に係る作業	振動規制法	①	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	※もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く
		②	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
		③	舗装版破碎機を使用する作業	
		④	ブレーカーを使用する作業	※油圧ブレーカー等 ※手持式ブレーカーを除く